

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2020-204105

(P2020-204105A)

(43) 公開日 令和2年12月24日(2020.12.24)

| | | | | |
|----------------------|------------------|---------|-------|-------------|
| (51) Int.Cl. | | F I | | テーマコード (参考) |
| A 4 1 D 13/00 | (2006.01) | A 4 1 D | 13/00 | 1 1 5 |
| A 6 3 B 71/08 | (2006.01) | A 6 3 B | 71/08 | 3 B 0 1 1 |

審査請求 有 請求項の数 6 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2019-112439 (P2019-112439)
 (22) 出願日 令和1年6月18日 (2019.6.18)

(71) 出願人 508127214
 株式会社東山堂
 京都府京都市上京区中立売通日暮東入新白
 水丸町451-1
 (74) 代理人 100121441
 弁理士 西村 電平
 (74) 代理人 100154704
 弁理士 齊藤 真大
 (74) 代理人 100129702
 弁理士 上村 喜永
 (74) 代理人 100206151
 弁理士 中村 惇志
 (74) 代理人 100218187
 弁理士 前田 治子

最終頁に続く

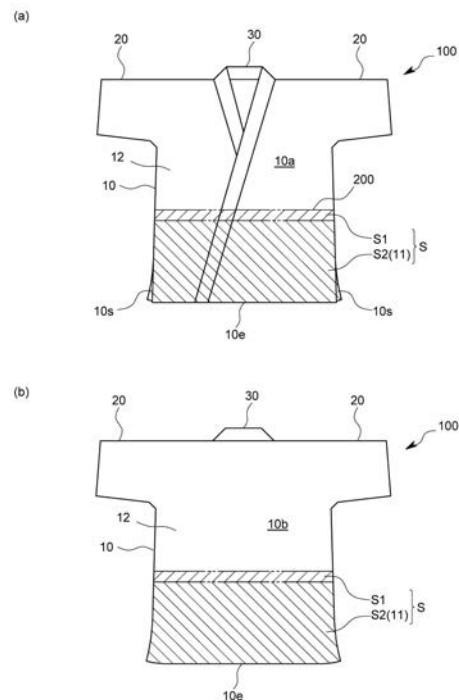
(54) 【発明の名称】 空手用上衣

(57) 【要約】

【課題】 着崩し難く、また、選手の姿を美しく見せることができる空手用上衣を提供する。

【解決手段】 身頃を帯で締付けて着用する空手用上衣であって、前記身頃の裾側に他の部分よりも撓み難い難撓部を設ける。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

身頃を帯で締付けて着用する空手用上衣であって、
前記身頃の裾側に、前記身頃の他の部分よりも撓み難い難撓部を設けたことを特徴とする空手用上衣。

【請求項 2】

前記難撓部が、着用初期状態において、前記身頃の前記帯と重なる第 1 領域及び前記身頃の前記帯よりも裾側の第 2 領域を含む領域内に設けられている請求項 1 記載の空手用上衣。

【請求項 3】

前記難撓部が、前記 2 領域内に設けられている請求項 2 記載の空手用上衣。

【請求項 4】

前記難撓部が、前記身頃の裾から所定範囲を構成している請求項 1 乃至 3 のいずれかに記載の空手用上衣。

【請求項 5】

前記難撓部が、前記身頃の他の部分を構成する生地よりも硬い生地、厚い生地、又は、硬くて厚い生地によって形成されているものである請求項 1 乃至 4 のいずれかに記載の空手用上衣。

【請求項 6】

前記身頃が帆布によって形成されているものである請求項 1 乃至 5 のいずれかに記載の空手用上衣。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、空手用上衣に関するものである。

【背景技術】**【0002】**

空手には、形競技と組手競技とがある。そして、形競技では、選手が、仮想の敵に対する技の組み合わせを一連の流れとして演武し、その演武を通して技が正しく表現できているかを競う。

【0003】

具体的には、形競技は、1対1で行われ、5人の審判官が両選手の演武の優劣を判定する。なお、審判官は、判定するにあたり、技のキレ・パワー・スピード・決め・気合い等を考慮して総合的な印象に基づき判定する。

【0004】

ところで、特許文献 1 に示された空手用上衣のように、身頃全体が同じ生地によって形成されたものでは、選手が技を繰り出した場合に、身頃の裾側が帯から抜けて着崩れし易い。なお、着崩れした選手の姿は、決して美しいものとは言えず、審判官に悪い印象を与える可能性がある。

【0005】

また、形競技では、選手が技を繰り出した際に、空手用上衣が擦れ合って生じる音も審判官へ技のキレ・パワー・スピードをアピールするポイントになるが、着崩れすると、当該空手用上衣が弛んだ状態となり、前記音が生じ難くなる。

【先行技術文献】**【特許文献】****【0006】**

【特許文献 1】 登実 3 1 4 6 9 1 7 号公報

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0007】**

10

20

30

40

50

そこで、本発明は、着崩し難く、また、演武中の選手の姿勢を良く見せることができる空手用上衣を提供することを主な課題とするものである。

【課題を解決するための手段】

【0008】

すなわち、本発明に係る空手用上衣は、身頃を帯で締付けて着用する空手用上衣であって、前記身頃の裾側に、前記身頃の他の部分よりも撓み難い難撓部を設けたことを特徴とするものである。

【0009】

このようなものであれば、身頃の裾側に当該身頃の他の部分よりも撓み難い難撓部を設けたので、選手が技を繰り出した場合に、難撓部が大きく撓まずに帯に引っ掛かる。これにより、身頃の裾側が帯から抜け難くなって着崩れし難くなる。その結果、演武中に選手の姿（道着姿）が美しく保たれると共に、選手が技を繰り出した際に、空手用上衣が擦れ合った音が生じ易くなり、審判官に好印象を与えることができる。

10

【0010】

また、前記難撓部の具体的な構成としては、前記難撓部が、着用初期状態において、前記身頃の前記帯と重なる第1領域及び前記身頃の前記帯よりも裾側の第2領域を含む領域内に設けられているものが挙げられる。

【0011】

ここで、着用初期状態とは、選手が空手用上衣を着用してから着崩れしていない状態を示している。

20

【0012】

また、前記難撓部の具体的な構成としては、前記難撓部が、着用初期状態において、前記第2領域に設けられているものが挙げられる。

【0013】

このようなものであれば、難撓部を帯よりも裾側の第2領域に設けることにより、帯を難撓部よりも撓み易い身頃の他の部分で締めることができる。これにより、帯で身頃を締め付け易くなり、身頃の裾側がより帯から抜け難くなる。

【0014】

また、前記難撓部の具体的な構成としては、前記難撓部が、前記身頃の裾から所定範囲を構成している。

30

【0015】

このようなものであれば、着用状態において、身頃の帯から一方（下方）へ延びる裾側が着用者のボディラインに沿って撓むことなく、帯から直線的に延びた状態に保たれる。これにより、選手の姿勢が良く見え、審判官に好印象を与えることができる。

【0016】

また、前記難撓部の具体的な構成としては、前記難撓部が、前記身頃の他の部分を構成する生地よりも硬い生地、厚い生地、又は、硬くて厚い生地によって形成されているものが挙げられる。

【0017】

このようなものであれば、難撓部と他の部分とを硬さや厚さの異なる同種の生地によって形成することができ、難撓部と他の部分との見た目の違いを目立たなくすることができる。

40

【0018】

また、前記身頃の具体的な構成としては、前記身頃が帆布によって形成されているものが挙げられる。

【発明の効果】

【0019】

このような構成の空手用上衣によれば、着崩し難く、また、選手の姿を美しく見せることができる。

【図面の簡単な説明】

50

【 0 0 2 0 】

【 図 1 】 実施形態に係る空手用上衣を示す模式図である。

【 図 2 】 実施形態に係る空手用上衣を着用した状態を示す正面図である。

【 図 3 】 実施形態に係る空手用上衣を着用した状態を示す斜視図である。

【 図 4 】 その他の実施形態に係る空手用上衣を示す模式図である。

【 発明を実施するための形態 】

【 0 0 2 1 】

以下に、本発明に係る空手用上衣を図面に基づいて説明する。

【 0 0 2 2 】

< 実施形態 > 本実施形態に係る空手用上衣 1 0 0 は、図 1 に示すように、選手が上半身に羽織った状態で腰に帯 2 0 0 を締付けて着用される。なお、空手用上衣 1 0 0 は、裾 1 0 e 側をズボン 3 0 0 の内側に入れず、ズボン 3 0 0 の外側に垂らした状態で着用される。以下、空手用上衣 1 0 0 の構成を詳述する。 10

【 0 0 2 3 】

前記空手用上衣 1 0 0 は、図 2 に示すように、身頃 1 0 と、一对の袖 2 0 と、襟 3 0 と、を備えている。そして、空手用上衣 1 0 0 は、身頃 1 0 に一对の袖 2 0 及び襟 3 0 を縫合して形成される。なお、空手用上衣 1 0 0 は、帆布によって形成されている。

【 0 0 2 4 】

前記身頃 1 0 は、人の腹側に配置される前身頃 1 0 a と、人の背中側に配置される後身頃 1 0 b と、を備えている。そして、身頃 1 0 は、前身頃 1 0 a と後身頃 1 0 b とを縫合して形成される。具体的には、身頃 1 0 は、前身頃 1 0 a と後身頃 1 0 b とを脇下及び肩上の縁で互いに縫合して形成される。また、身頃 1 0 は、脇下の裾 1 0 e 側に前身頃 1 0 a と後身頃 1 0 b とを縫合せずに形成したスリット 1 0 s を有している。よって、身頃 1 0 には、裾 1 0 e 側の左右の両サイドにスリット 1 0 s が設けられている。 20

【 0 0 2 5 】

また、前記身頃 1 0 には、裾 1 0 e 側に身頃 1 0 の他の部分 1 2 よりも撓み難い難撓部 1 1 が設けられている。具体的には、難撓部 1 1 は、着用初期状態において、身頃 1 0 の帯 2 0 0 と重なる第 1 領域 S 1、及び、身頃 1 0 の帯 2 0 0 よりも裾 1 0 e 側の第 2 領域 S 2 を含む領域 S 内に設けられている。ここで、身頃 1 0 の他の部分 1 1 2 とは、具体的には、身頃 1 0 の難撓部 1 1 と隣接する部分である。より具体的には、身頃 1 0 の難撓部 1 1 と襟 3 0 側で隣接する部分である。 30

【 0 0 2 6 】

本実施形態の難撓部 1 1 は、身頃の裾 1 0 e から所定範囲を構成している。具体的には、本実施形態の難撓部 1 1 は、前記第 2 領域 S 2 全体を構成している。

【 0 0 2 7 】

すなわち、本実施形態の身頃 1 0 は、裾 1 0 e から所定範囲が身頃 1 0 の他の部分 1 2 (難撓部 1 1 以外の部分) よりも硬い生地によって形成されており、この硬い生地によって形成された部分が難撓部 1 1 を構成している。よって、身頃 1 0 は、裾 1 0 e 側と襟 3 0 側とが異なる硬さに形成されている。これにより、身頃 1 0 には、着用初期状態において、難撓部 1 1 を構成する生地と難撓部 1 1 以外の他の部分 1 2 を構成する生地との境界が帯に沿うように配置される。 40

【 0 0 2 8 】

なお、前記身頃 1 0 は、難撓部 1 1 と難撓部 1 1 以外の他の部分とを別々の生地によって形成してもよい。この場合、難撓部 1 1 を構成する生地として、難撓部 1 1 以外の他の部分を構成する生地よりも硬い生地を使用し、両生地を縫合すればよい。また、前記身頃 1 0 は、難撓部 1 1 と難撓部 1 1 以外の他の部分とを同じ生地によって形成してもよい。この場合、難撓部 1 1 と難撓部 1 1 以外の他の部分とで異なる硬さに織られた生地を使用すればよい。

【 0 0 2 9 】

このような構成のものであれば、着用状態において、選手が激しく運動したとしても、 50

難撓部 11 が帯 200 に引っ掛かり、身頃 10 の裾 10 e 側が帯 200 から抜け難くなる。これにより、演武中に着崩れし難くなる。また、着用状態において、図 3 に示すように、身頃 10 の裾 10 e 側が撓まず帯 200 から直線的に延びた状態となり、選手の姿勢が良く見えるようになる。

【0030】

<その他の実施形態> 前記実施形態においては、身頃 10 の第 2 領域 S2 全体を難撓部 11 によって構成したが、これに限定されない。例えば、身頃 10 の領域 S 内の一部を難撓部 11 によって構成してもよい。また、前身頃 10 a 又は後身頃 10 b のいずれか一方にのみ難撓部 11 を設けてもよい。なお、図 4 においては、身頃 10 の後身頃 10 b の第 2 領域 S2 の一部に難撓部 11 を設けた構成を示している。このように、難撓部 11 を第 1 領域 S1 と第 2 領域 S2 とに跨るように設けてもよい。

10

【0031】

また、前記実施形態においては、身頃 10 の難撓部 11 を他の部分 12 よりも硬い生地によって形成することにより、難撓部 11 が他の部分 12 よりも撓み難くなるように構成したが、これに限定されない。例えば、身頃 10 の難撓部 11 を他の部分 12 よりも厚い生地によって形成することにより、難撓部 11 が他の部分 12 よりも撓み難くなるように構成してもよい。また、身頃 10 の難撓部 11 を他の部分 12 よりも硬くて分厚い生地によって形成してもよい。

【0032】

なお、難撓部 11 が、身頃 10 の裾 10 e から所定範囲を構成している場合、当該難撓部 11 は、少なくともスリット 10 s の切込端よりも裾 10 e 側全体を構成することが好ましい。

20

【0033】

また、前記実施形態においては、空手用上衣 100 を帆布によって形成したが、これに限定されず、帆布以外の生地によって形成してもよい。

【0034】

なお、空手用上衣 100 を着用する場合における帯 200 の締め方は、選手毎に癖がある。このため、一般的な帯 200 の締め方を行う選手が着用した場合には、難撓部 11 と難撓部 11 以外の他の部分 12 との境界が身頃 10 の帯 200 よりも裾 10 e 側に配置されるが、特殊な帯 200 の締め方を行う選手が着用した場合には、当該協会が身頃 10 の帯 299 よりも襟 30 側に配置されるような場合があり得るが、このようなものも本発明に含まれる。

30

【0035】

その他、本発明は前記各実施形態に限られず、その趣旨を逸脱しない範囲で種々の変形が可能であるのは言うまでもない。

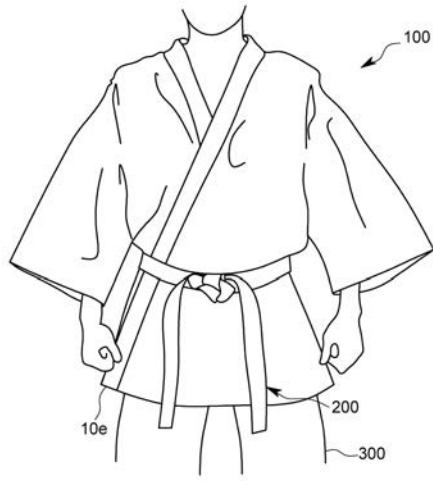
【符号の説明】

【0036】

100 空手用上衣
 200 帯
 10 身頃
 10 a 前身頃
 10 b 後身頃
 10 e 裾
 11 難撓部
 12 他の部分
 S1 第 1 領域
 S2 第 2 領域
 S 領域

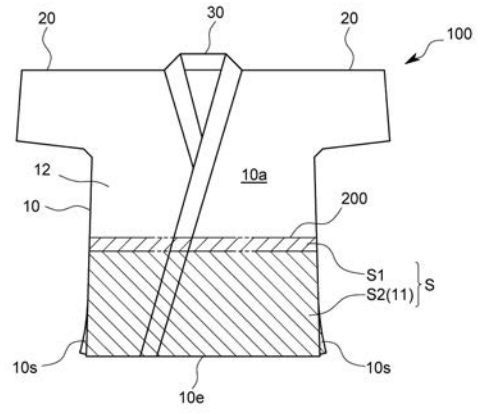
40

【 図 1 】

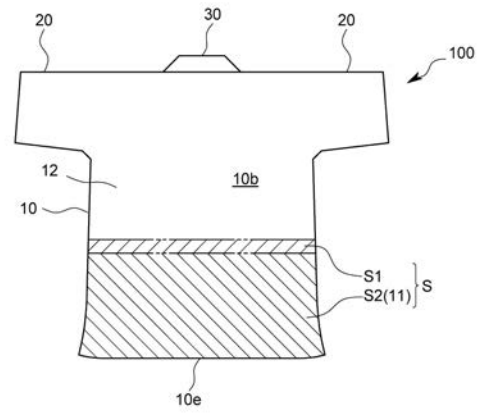


【 図 2 】

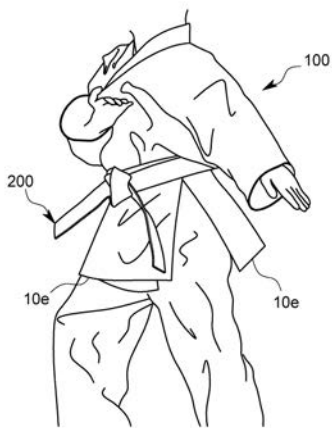
(a)



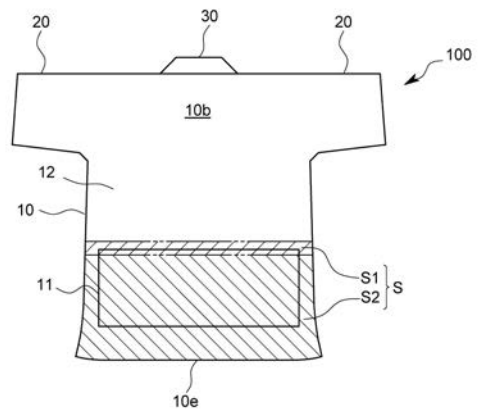
(b)



【 図 3 】



【 図 4 】



フロントページの続き

(72)発明者 木村 利英

京都府京都市上京区中立売通日暮東入新白水丸町4 5 1 - 1 株式会社東山堂内

Fターム(参考) 3B011 AA01 AB14 AC00